

## 1. 企画提案コンペの目的

東紀州の観光振興を図るため、本地域の歴史・文化・自然・産業などの地域の特色を生かした観光商品づくり、観光商品のセールス、観光人材等の育成など観光振興のプロデュースを行う組織と委託契約を締結するため、下記により企画コンペを実施します。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 業務内容

#### ①観光商品づくり

- ・自ら地域に入り、観光資源を調査・発掘し、あるいは新たに開発し、それらを磨き上げ、旅行市場に提案できるレベルの観光商品を作り上げる。
- ・作り上げた観光商品について、モニターツアーの企画や関連観光情報の提供等を通じ、旅行会社等での実施を働きかける。

#### ※観光商品づくりに際して盛り込む必須内容

- ・熊野古道伊勢路を活用した伊勢から熊野を結ぶ為の仕組みづくりと旅行商品の企画・造成
- ・熊野古道シャトルバスを活用した旅行商品の企画・造成
- ・モデルコースの作成、マイカー客の誘致、雑誌社との連動等、新たな魅力の発信と展開の取り組み

#### ②観光組織、観光人材等の育成

- ・地域で中心となって観光振興に取り組む組織及び人材を育成するため、適切な助言・指導を行う。
- ・地域全体の観光地としてのホスピタリティ向上を図るため、おもてなし向上のため接客指導等を実施する。

#### ※観光組織、観光人材等の育成に際して盛り込む必須内容

- ・観光による経済効果を生み出す為のまちづくり戦略
- ・ウォーキングツアーを活用した地域のおもてなしの態勢づくり

#### ③観光振興に係る助言・指導等

- ・その他、県または市町等の求めに応じ、東紀州地域の観光振興を図るため、適切な助言・指導等を行う。

#### ④旅行商品造成・販売支援業務

- ア) パンフレット・チラシ等を活用した旅行商品企画・制作・販売支援を行う。
- イ) 上記旅行商品の販売促進につながる活動を行う。
- ウ) 上記事業を円滑に推進するための事業実施体制として、旅行会社の専門知識を有する職員（総合旅行業務取扱管理者）を専従で置くこと。
- エ) 上記事業を執行するにあたり、東紀州地域振興公社との定期的な意見交換、事前協議を行い、随時受託業務の活動状況報告を行う。
- オ) 上記業務の委託期間終了、実績等の成果を示す資料を速やかに提出する。

### (2) 委託業務名

平成25年度 観光振興プロデュース業務委託

### (3) 履行期限

契約締結の日から平成26年3月31日（月）

### (4) 委託金額

2,520,000円以内（税込み）

- (5) 納品する成果品
- ・受託業務に関する実績報告書 2部
  - ・活動にかかる成果物（紙媒体によるもの） 各2部
  - ・紙媒体以外による成果物の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの 1式
  - ・その他必要と思われる資料 1式

(6) 提出場所

〒519-3695

三重県尾鷲市坂場西町1-1

東紀州地域振興公社 紀北事務所

### 3. 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案について、別に設置する「平成25年度 観光振興プロデュース業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

(1) 企画提案資料等の提出

(ア) 提出期限

平成25年5月14日（火）※午後5時必着

(イ) 提出場所

〒519-3695

三重県尾鷲市坂場西町1-1

東紀州地域振興公社 紀北事務所

(ウ) 提出方法

上記提出場所に持参または郵送等による。

（電子メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

(エ) 受理の確認

企画提案書を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

(ア) 開催日

平成25年5月17日（金）

(イ) 開催場所

三重県尾鷲庁舎 3階 第301会議室

(ウ) その他

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。

パワーポイント等による説明はできません。

### 4. 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（7部）

下記事項について、原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上とし、表紙を含め10ページ以内にまとめて提出してください。

(2) 業務スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールなスケジュールを可能な範囲で掲載してください。

(3) その他提案等

本仕様書で要求されていること以外で、事業目的に合致した提案、アピールポイント等があれば具体的に記載してください。

(4) 同様の事業実施実績（1部）

同様の事業実施の実績があれば、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）を記載してください。（10件まで）

- (5) 共同体等、複数者から成る組織による参加の場合の記載事項組織の規定・会則等を添付してください。(企画提案書とは別に提出してください。)
- (6) 見積書(1部)  
記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の積算を可能な限り詳細に記載してください。
- (7) 提案事業者の概要書(7部)  
提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数など)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革などを簡潔に記載したものを提出してください(自社パンフレットの該当部分のコピー添付も可)。
- (8) 企画提案コンペ参加申込書(第1号様式)(1部)  
6項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申込書及び添付書類の写しを提出してください。
- (9) 契約実績証明書(1部)  
過去3年の間に、今回の委託金額を同規模程度(または同規模以上)の契約実績がある場合、その契約内容を記載してください。  
(様式例:第2号様式)

## 5. 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

- (1) 今回の企画提案コンペを実施する目的、考え方を踏まえた内容や主旨について適確に表現しており、かつ実行性の期待できるものであるか。
- (2) 実施体制、事業実施にあたって発注者との連絡・連携体制は妥当であるか。
- (3) 地域の魅力発掘及び観光振興プロデュースができるか。
- (4) 実施スケジュールは適正か。
- (5) 見積価格は、地域の魅力発掘及び観光振興プロデュースに対して妥当か。

## 6. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 企画提案コンペ参加申込書を下記日時までに指定の方法により提出した者であること。
  - (ア) 提出期限 平成25年5月14日(火)午後5時(必着)
  - (イ) 提出場所 〒519-3695  
三重県尾鷲市坂場西町1-1  
東紀州地域振興公社 紀北事務所
  - (ウ) 提出方法  
上記提出場所に持参又は郵送等による送付  
(電子メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4規定に該当しない者であること。
- (3) 三重県及び東紀州5市町から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県及び東紀州5市町が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 共同体での参加も可能とする(ただし、その場合当該共同体の構成員が単体で参加することはできない)。なお、各構成員は上記(2)~(5)の条件を全て満たすこと。
- (7) 常に連絡調整ができる体制が整っている者であること。

## 7. 委託契約締結

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。  
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヵ月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県に本支店または営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヵ月以内に発行したもの）の写し。

## 8. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

説明会は開催しません。

質問は文書（書式自由、ただし規格はA4版）にて受け付けます。

質問する場合は、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、10ページ記載の事務担当まで電話にて着信の確認を行ってください。

また、質問文書には回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

- (1) 質問の受付期間  
平成25年5月8日(水) 午後5時まで（必着）
- (2) 質問に対する回答  
提出いただいた質問に対しては、電子メール等により企画提案書の提出期限の前日までに回答します。

## 9. その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担  
提案者の負担とします。
- (2) その他特記事項
  - (ア) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
  - (イ) 提出いただいた提案資料については、返還しません。
  - (ウ) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
  - (エ) その他必要な事項は、「東紀州地域振興公社会計規則」の規定によるものとします。

## 10. 事務担当

〒519-3695

三重県尾鷲市坂場西町1-1

東紀州地域振興公社 紀北事務所

樋口 貴弘

電話 0597-23-3784

Fax 0597-23-3785

E-mail higuchi@higashikishu.org